

トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

6

[令和2年] **2020**

No.314



山頂から大和平野を望む



松尾山

公益社団法人 奈良県トラック協会

<http://narata.or.jp>

理事会	1
-----	---

■ 全ト協から	新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン	3
---------	------------------------	---

■ 奈良県から	奈良県からのお知らせ	12
---------	------------	----

■ 全ト協から	飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について(再要請)	15
---------	--------------------------	----

■ 政府広報から	政府広報からのお知らせ	23
----------	-------------	----

■ 奈ト協から	近代化基金融資推薦申込み公募案内について	26
	優秀運転者顕章候補者のご推薦について	27

■ 全ト協から	第109回 トラック運送業界の景況感(速報)	30
---------	------------------------	----

■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ	34
-----------	--------------	----

■ 厚生労働省から	厚生労働省からのお知らせ	35
-----------	--------------	----

■ 奈良運輸支局から	奈良運輸支局からのお知らせ	37
------------	---------------	----

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	38
------------	---------------	----

■ 全ト協から	軽油価格調査集計表(2020年3月)	39
---------	--------------------	----

■ 奈ト協から	7月の行事(予定)表	40
	優良従業員表彰(知事賞)受賞	40
	KIT事業の案内	41
	トラックの構造上の特性	42
	事業用自動車事故事例No.58	43

■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	44
-------------	----------------	----

第275回 理事会

日時：令和2年4月27日(月) 午後零時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

理事総数 26名 出席 16名 欠席 10名



▲塚本哲夫会長

総会に向けて

塚本哲夫会長は、「連日コロナウイルスに関する報道があるが、5月の総会は万全な対策のもと開催したい。本日は短時間でご審議頂く為、事前に資料を

送付させていただいた。ご協力をお願いしたい。」とあいさつ。

議 事

審議事項は、次の通りです。

- (1) 2019年度／令和元年度事業報告（案）及び決算（案）について 監査報告 ⇒ 承認
- (2) 第47回定時総会の招集の決定（案）について 令和2年5月27日（水）午後1時から開催。総会の目的事項は、2019年度／令和元年度事業報告及び決算承認に関する件、監査報告、役員の選任に関する件、会員の除名に関する件、令和2年度事業計画及び収支予算に関する件。また、会場のザ樫原が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により使用出来ない場合は、奈良県トラック会館で開催すること、

- 同感染症対策として、可能な限り議決権行使書面の提出をお願いすることを説明。⇒ 承認
- (3) 優良従業員表彰受賞者（案）について 運転者37名、一般従業員9名、合計46名 ⇒ 承認
 - (4) 各種助成金交付要綱（案）について 新規助成事業の脳健診受診促進助成金を含めた全24項目の助成金についてまとめた交付要綱を作成し、各会員へ送付する ⇒ 承認
 - (5) 会員の入会（案）について ⇒ 承認

新たに3社入会されました

- 南クボタ物流
磯城郡田原本町大字八尾613-3
302号室
- 株式会社DKロジスティクス
北葛城郡河合町高塚台2丁目9番地10
- 株式会社ケイ・チコバック
大和郡山市池沢町140番地



報告事項は、次の通りです。

- | | | |
|---|---|---|
| <p>(1) 各委員会報告について〔書面報告〕</p> <p>【適正化実施対策】令和元年度第3回委員会の報告</p> <p>【交通安全・労災防止対策】令和2年度第1回委員会の報告</p> <p>【交付金運営】令和2年度奈良県近代化基金融資推薦について報告</p> <p>(2) 会費の滞納について〔書面報告〕</p> <p>(3) 会員の退会について〔書面報告〕</p> <p>3社が退会（株）森信建材、二島運輸（株）、泉組運輸（株）（会員総数486社）</p> | <p>(4) 業務執行の状況報告について〔書面報告〕</p> <p>(5) その他</p> <p>①奈良支部が奈良市と「災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定」を締結し、令和2年3月30日に協定締結式を執り行ったことを報告。</p> <p>②ウイルス対策セットを奈良県に150個提供し、奈良県及び奈良新聞ホームページに情報が掲載されたことを報告。</p> | <p>陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部</p> <p>(1) 2019年度／令和元年度事業報告、収支決算報告、監査報告について ⇒ 承認</p> <p>(2) 令和2年度収支予算（案）について ⇒ 承認</p> |
|---|---|---|

出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長=塚本、**副会長**=清水・中・森本（禎）・萩原 **監事**=東口・壺井 **相談役**=吉村
専務理事=中林 **常務理事**=松村 **理事**=巽・吉岡（正）・辻本・西川（直）・竹長・西川（武）・山口（秀）・川端・山口（滋）

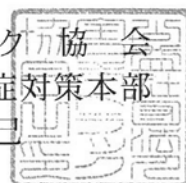
トラック運送業界における「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」の策定について

新型コロナウイルス感染症対策本部発第2号

令和2年 5月14日

各都道府県トラック協会会長 殿

全日本トラック協会
新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 坂本 克己



トラック運送業界における「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」の策定について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年5月4日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」において、今後の行動変容に関する具体的な提言が行われ、また、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点が示されました。（添付の資料1参照）

これを受け、国土交通省自動車局では、5月5日付けの事務連絡により、所管する業種ごとの感染防止のためのガイドラインの作成を求めたところです。（添付の資料2参照）

こうしたことを背景に、全日本トラック協会では、国土交通省の指導の下、別添のとおり、トラック運送業界における「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」を策定しました。

つきましては、貴協会におかれましても本ガイドライン策定の趣旨をご理解いただくとともに、傘下会員事業者に対する周知方をよろしくお願い致します。

敬具

【添付資料】

別 添：トラック運送業界における「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」

資料1：内閣府官房新型コロナウイルス感染症対策推進室5月4日付け事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的対処方針等について（周知）」

資料2：国土交通省自動車局5月5日付け事務連絡「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた所管事業者等に対する周知等について（依頼）」

※資料2に付記されている別添資料につきましては、全ト協ホームページにてご確認ください。

全ト協HP > 新型コロナウイルス関連情報 > 新型コロナウイルスに関する発出文書等

■ 国土交通省

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた所管事業者等に対する周知等について（依頼）（令和2年5月5日付国土交通省事務連絡）

<http://www.jta.or.jp/info/coronavirus/mlit20200505.pdf>

以上

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

トラックにおける 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (第1版)

公益社団法人全日本トラック協会
令和2年5月14日

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、トラック運送業界における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等

の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いかな重点的に確認する。（運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。）
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針¹などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

- ・ テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。

¹ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

- ・ 自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・ それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

(4) 事業所での勤務

- ・ 従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行うよう努める。
- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・ 従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・ 飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・ 窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・ 出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・ 会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・ 少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。

- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施するなど工夫する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン²などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

（５）事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても２メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、２メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

（６）トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

（７）車両・設備・器具

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。

² 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」
(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)等を参照

- ・車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 運転者に対する点呼

- ・対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌³することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9) 運行中

- ・2名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。
- ・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。
- ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。

³ アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシ（アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>）を参考にすることが望ましい。

- ・作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。
- ・共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う（アルコール消毒可）。

(10) 事業所等への立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11) 従業員に対する協力のお願い

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12) 利用者に対する協力のお願い

- ・事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。

- ・ 非対面・非接触の配送形態である「置き配」について、ガイドライン⁴を参照しながら活用への理解を促す。

(13) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- ・ 新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、公益社団法人全日本トラック協会が新型インフルエンザの感染予防対策のために作成したガイドライン⁵も参考にする。

(以上)

⁴ 「置き配の現状と実施に向けたポイント（令和2年3月経済産業省・国土交通省）」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001335954.pdf>)

⁵ 「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン（緊急対策マニュアル）」
(<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/pdf/inhuruenza.pdf>)

「新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本」
(http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/influ/img/kinkyu_taisaku_manual_sub.pdf)

奈良県からのお知らせ



新型コロナウイルス感染症にかかる

奈良県対処方針

5.22方針

第9回奈良県新型コロナウイルス
感染症対策本部会議

求められる行動規範

1 県民の皆様へ引き続きお願いする行動規範

不要不急の大都市との往来自粛

○通勤など生活の維持に必要な場合を除き、大都市
との往来は自粛

○やむを得ない往来ではうつらない対策を徹底する

○うつる可能性のある場所（繁華街の接客を伴う飲
食店等）への訪問を避ける

2 お勧めする行動規範①

働き方のスタイルを見直して出勤

- ・手洗い、手指消毒、身体的距離確保、室内換気の徹底
- ・出勤前の体温測定、発熱・風邪症状では出勤自粛
- ・在宅勤務、フレックスタイム、オンライン会議・名刺交換の推進

感染防止に配慮して買い物

- ・ひとりまたは少人数ですいている時間に
- ・レジに並ぶときは、間隔を空けて

十分な感染予防対策をとって行う娯楽・スポーツ

- ・公園利用は、すいた時間、場所を選ぶ
- ・ジョギングや自転車も少人数で間隔を空けて

感染防止に配慮して外食

- ・大皿での取り分けを避け、料理は個々に注文、会話は控えめに

2 お勧めする行動規範②

うつらない・うつさない対策の引き続きの徹底

○感染予防のための「3つの徹底」

- (1) 手洗い、手指消毒の徹底
- (2) 接触しない、人との距離をとること
- (3) 症状がある場合の外出自粛の徹底

○生活様式の見直し

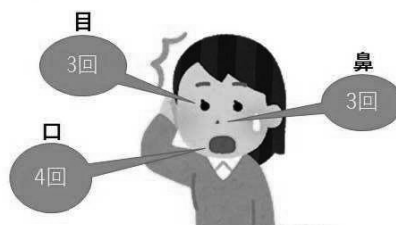
普段から

- ・人との間隔は、2m（最低1m）空ける
- ・会話は、できるだけ真正面を避ける
- ・症状がなくてもマスクを着用
- ・家に帰ったら直ぐに、手洗い、うがい、着替え、シャワー・入浴
- ・手洗いは30秒程度、水と石けんで丁寧に

外出時は

- ・感染流行地域へは行かない
- ・県境をまたぐ移動は慎重に、なるべく控えて
- ・出張もやむを得ない場合だけ

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、接触感染に注意が必要です。
人は、“無意識に”顔を触っています！



そのうち、目、鼻、口などの粘膜は、
約44パーセントを占めています！

ウイルスが附着した手で目や口、鼻を触ると、ウイルスは粘膜などの細胞に附着して入り込んで増えます。

ウイルスは粘膜に入り込むことはできませんが、健康な皮膚には入り込むことができません。表面に付着するだけと言われています。

石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、有効です。

【参考文献】

Yen Lee-Angelo Kwok, Jan Grafton, Mary-Louise McLaws. Face touching: A frequent habit that has implications for hand hygiene. Am J Infect Control. 2015 Feb 1; 43(2):112-114.

新型コロナウイルスには効果的Q&A（奈良県版）

3 事業者をお願いする感染防止策①

①飛沫感染防止

- 人と人との距離をとることを徹底し、できるだけ2mの距離を確保（入場時、退出時、施設利用時。集合場所等を含む）
- 混雑時の入場制限等の実施
- マスク着用
- 施設の換気の徹底

②接触感染防止

- 共用部の定期的な消毒
- 共用物品を最低限に工夫、客の入れ替えタイミングでの消毒
- 入口及び施設内に手指消毒設備を設置
- 現金の直接の手渡しを避ける

③感染の可能性がある者の施設入場防止

- 従業員、来場者の検温や体調確認による入場制限

④トイレの環境整備

- 不特定多数が接触する場所の清拭消毒
- 蓋を閉めて汚物を流すよう表示
- ハンドドライヤーの使用停止、共通タオルの使用禁止

3 事業者をお願いする感染防止策②

⑤休憩スペースの環境整備

- 入室前後の手洗い徹底
- 共有物品の定期的な消毒
- 常時換気
- 利用人数の制限
- 対面での食事や会話の制限

⑥ごみの廃棄についての留意

- ごみは密閉して縛る
- 回収する人はマスクや手袋を着用
- マスクや手袋を脱いだ後の手洗いの徹底

⑦その他

- 重症化リスクの高い高齢者等へのより慎重な配慮（高齢者、障害者、ヘルプマーク着用者、持病のある方、妊婦など）

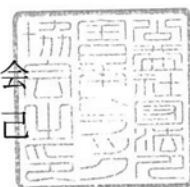
※政府の要請に応じて業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を遵守

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について(再要請)

全ト協発第61号(環)

令和2年5月18日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己**事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等
法令遵守の徹底について(再要請)**

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、国土交通省自動車局安全政策課長から「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」(令和2年5月15日付国自安第13号)再要請がありました。

トラック運送業界では、「トラック運送事業における総合安全プラン2020」において、「飲酒運転根絶」を目標に掲げ、関係者が一丸となり取り組んでいるところ、昨年5月に引き続きこうした通達の発出を受けたことは誠に遺憾であります。

もとより、事業用トラック運転者による飲酒運転は反社会的行為であり、これまで築き上げてきた荷主はもとより社会全体からの信頼性をも崩壊させるばかりでなく、トラック運送業界全体の社会的信頼性を著しく失墜させる極めて悪質なものであり、飲酒運転の防止等関係法令の遵守はトラック業界にとって喫緊の課題です。

また、トラック運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・国民経済の安定・維持の観点から、緊急事態措置の期間中においても業務の継続が求められ、感染症防止措置を講じたうえで、多くのトラックドライバーが日夜懸命に尽力し社会貢献を行っているなかで、こうした心ない一部のドライバーが惹起した飲酒運転により、行政当局から再通知を受けたことを重く受け止める必要があります。

つきましては、貴協会におきましても本通達の趣旨及び発出に至る背景等をご理解のうえ、傘下会員事業者等関係者一丸となって、下記事項の取り組みをさらに徹底され、トラック運送業界からの「飲酒運転根絶」に向けた取り組みのさらなる強化をよろしくお願い致します。

記

1. 全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
2. 飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

以上

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045

FAX：03-3354-1019

国自安第13号
令和2年5月15日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について（再要請）

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標に掲げ、様々な取組を実施してきたところです。また、昨年5月にも「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」（令和元年5月23日付け国自安第24号通知）を発出し、傘下会員事業者への飲酒運転防止の周知徹底を要請してきたところです。

しかしながら、昨年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は57件と、「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定した2016年以降で最多となりました。

また、本年は、国土交通省への報告が求められる重大事故が、昨年同時期を上回る13件発生しています（速報ベース）。特に、5月に入り4件の事故が発生しているところです。

自動車運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な存在であり、事業者の方々に日々ご尽力いただいているところですが、こうした中で飲酒運転による事故が相次いで発生していることは、運送事業に対する社会の信頼の失墜に繋がる事態であり、誠に遺憾です。

つきましては、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、飲酒運転の防止の徹底について、傘下会員企業に対して改めて周知徹底いただくよう、要請いたします。

国自安第24号

令和元年5月23日

公益社団法人日本バス協会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

国土交通省においては、平成29年6月にまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標とし、様々な取組を実施しているところですが、今年に入り、事業用自動車の飲酒を伴う事故について12件（タクシー：2件、トラック：10件）発生したことを把握しております。

平成28年5月に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」においても、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について更なる徹底を図ることとしており、政府としても飲酒運転の根絶に強力に取り組んでいる中で飲酒運転が行われたことは、運送事業に対する社会の信頼を揺るがす事態であり、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、飲酒運転を防止する取組として、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用していただくとともに、特に下記の事項について貴会傘下会員に対し改めて周知徹底をお願い致します。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

- (1) 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。
- (2) 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。

- (3) 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

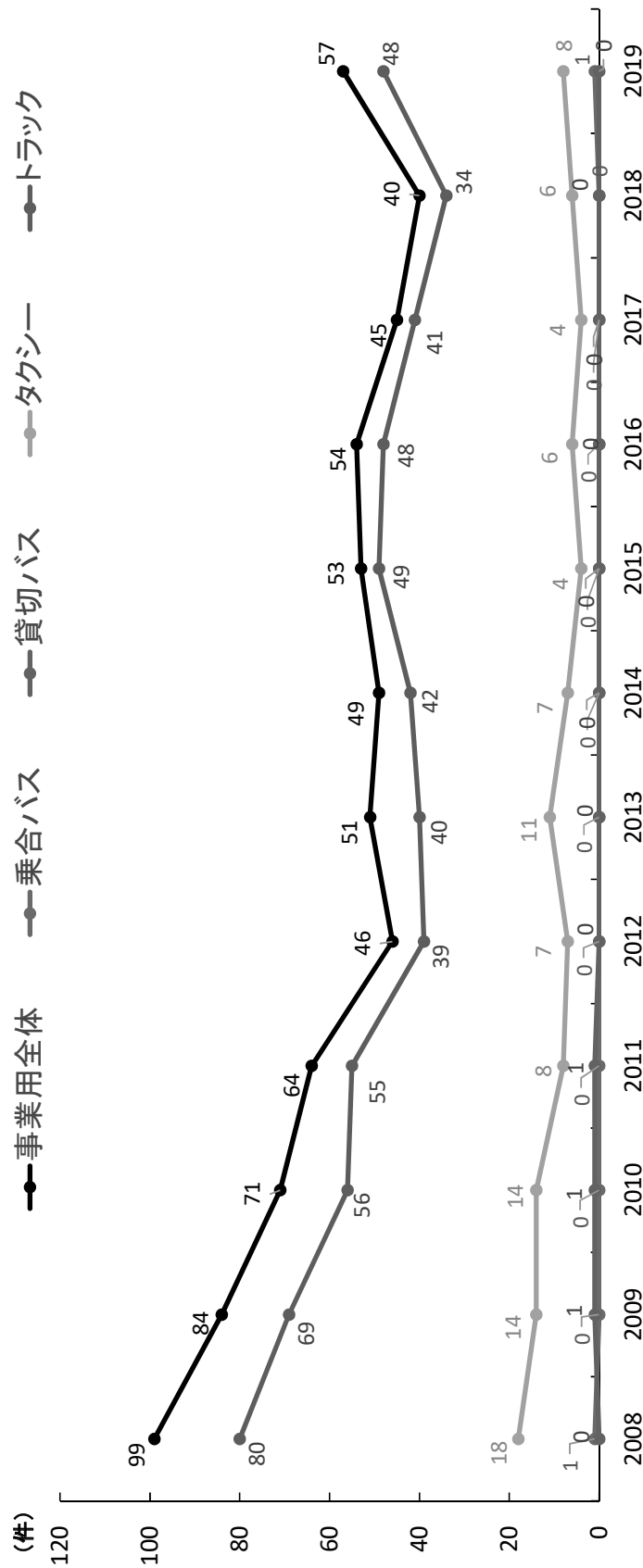
飲酒運転による事業用自動車事故の推移

別紙2

○飲酒運転による事業用自動車の交通事故は、2012年以降は横ばい傾向であるが、2019年は**57件**発生し、**前年(40件)に比べて増加(17件増)**した。

○2019年に発生した飲酒運転による事故57件(前年比:17件増)のうち、**トラックによる事故が48件(前年比:14件増)**、**タクシーによる事故が8件(前年比:2件増)**発生している。

飲酒運転による事業用自動車の交通事故



出典:警察庁「交通統計」
(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

飲酒事故による事業用自動車の重大事故（速報）

令和2年5月15日現在

	発生日	曜日	時刻	発生場所	事業の種類	死傷状況		当 時 の 状 況
						死亡	軽傷	
1	1月20日	月	午前9時45分	千葉県	貨物			千葉県の県道の交差点において、同県に営業所を置くトラクタ・ポールトレーラが運行中、信号待ちで停車中の軽乗用車に衝突した。この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラクタ・ポールトレーラ運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
2	1月31日	金	午前10時10分	茨城県	貨物	1		茨城県の県道において、大阪府に営業所を置くトラクタが運行中、前方を走行中の別なトラックに追突した。 この事故により、追突されたトラックの運転者が軽傷を負った。 事故後の警察による調べにより、当該トラクタ・ポールトレーラ運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
3	2月10日	月	午後5時20分	千葉県	貨物			千葉県の神社敷地内において、鳥取県に営業所を置くトラクタ・バンセミトレーラが方向転換をしようとしたところ、当該神社の建物に接触した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・バンセミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
4	3月17日	火	午後9時10分	愛知県	貨物	1		愛知県の国道において、都内に営業所を置く大型トラックが運行中、前方の乗用車に追突し、その弾みで当該乗用車が別の乗用車に追突した。 この事故により、当該トラックに追突された乗用車の運転者が死亡した。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
5	4月4日	土	午後8時55分	岩手県	貨物			岩手県の高速道路において、宮城県に営業所を置くトラクタが運行中、中央分離帯のワイヤーロープに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
6	4月5日	日	午後8時15分	山口県	法人	1		山口県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが回送運行中、路肩の電柱に衝突した。 この事故により、当該タクシー運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該タクシー運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
7	4月6日	月	午前3時30分	東京都	個人	1		東京都の区道において、都内に営業所を置く個人タクシーが、アパートの外壁に衝突した。 この事故により、当該タクシー運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該タクシー運転者の呼気からアルコールが検出された。

	発生日	曜日	時刻	発生場所	事業の種類	死傷状況 死亡 軽傷	当 時 の 状 況
8	4月11日	土	午前5時50分	宮城県	法人		宮城県の町道において、同県に営業所を置く法人タクシーが、路外に逸脱した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該タクシーは、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
9	4月24日	金	午前8時58分	兵庫県	貨物	1	兵庫県の国道において、大阪府に営業所を置くトラックが運行中、前方のバイクを追い越そうとしたところ、接触し当該バイクが転倒した。 この事故により、当該バイクの運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
10	5月2日	土	午後6時40分	千葉県	貨物		千葉県の駐車場において、愛媛県に営業所を置くトラック・コンテナセミトレーラが運行中、当該駐車場のポールに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック・コンテナセミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
11	5月10日	日	午後1時	大阪府	貨物		大阪府の高速道路において、香川県に営業所を置くトラックが運行中、左側フェンスに衝突した。 この事故により、荷物は散乱したが、負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
12	5月11日	月	午後3時30分	静岡県	貨物	1	静岡県の国道において、福島県に営業所を置く大型トラックが運行中、前を走行していた車両に衝突した。 この事故により、衝突された車両の運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
13	5月12日	火	午前7時55分	群馬県	貨物		群馬県の高速道路のパーキングエリアにおいて、新潟県に営業所を置くトラックが運行中、駐車中の別のトラックに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。

政府広報からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、4月1日から6月30日までを緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において次のとおり、さらなる特例措置を実施いたします。

特例以外の場合の 雇用調整助成金	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 (3か月10%以上減少)	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上減少)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も 助成金の対象に含める（緊急雇用安定助成金）
助成率 2/3（中小）1/2（大企業）	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業） ※解雇等を行わない場合、 9/10又は10/10（中小）、3/4（大企業）
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日） 5月19日～は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20（中小）、1/15（大企業）	併せて、休業規模要件を緩和 1/40（中小）、1/30（大企業）
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3（中小）1/2（大企業） 加算額 1,200円	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業） ※解雇等を行わない場合、 9/10又は10/10（中小）、3/4（大企業） 加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）

持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

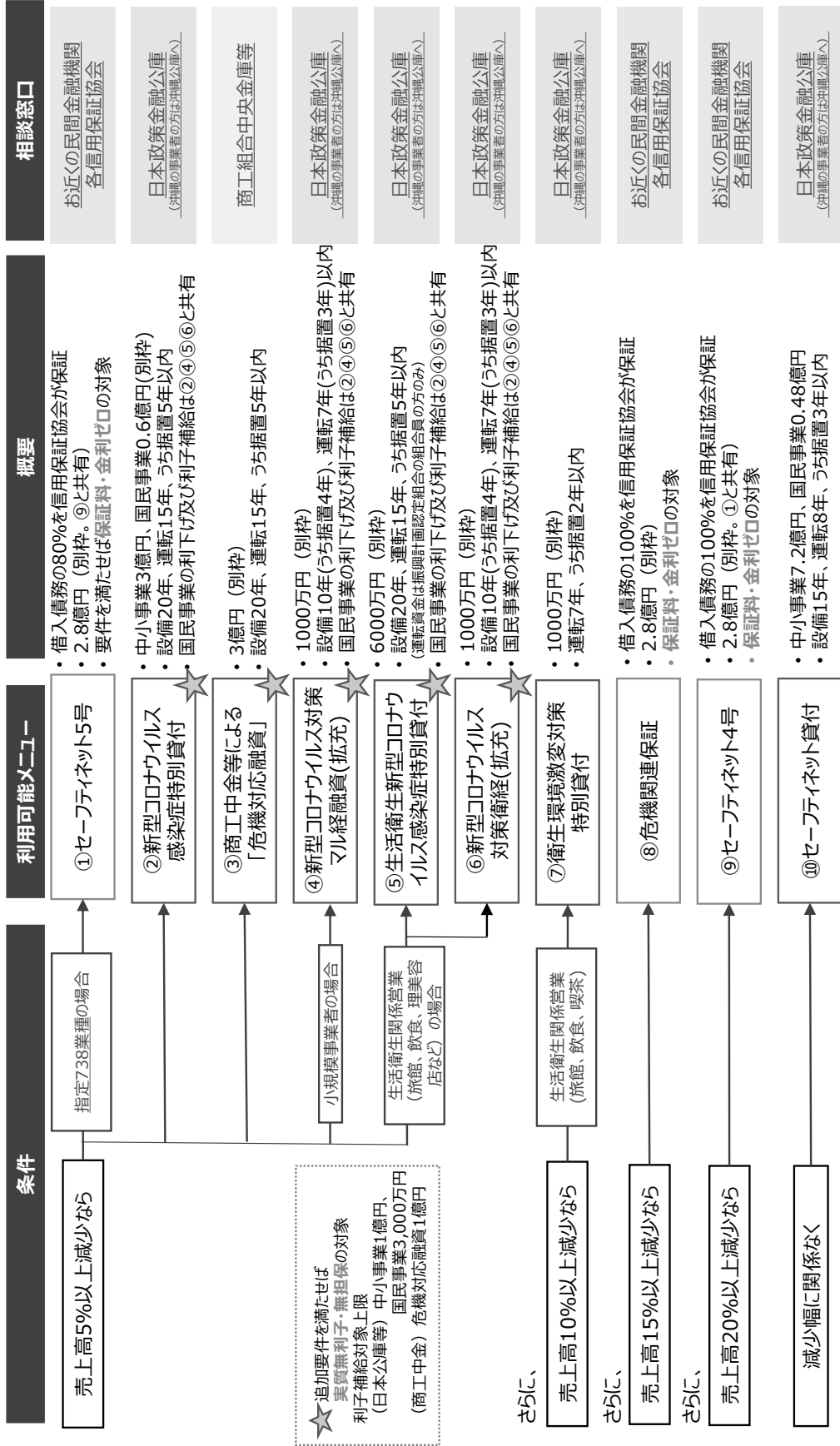
受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分きましたら、詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。



※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

売上高要件の考え方

＜創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど (後者は公庫のみ) ＞
(1) ～ (3) のいずれかで比較。

＜創業1年1か月以上＞
【公庫(特枠)】最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会(特枠)】最近1か月の売上高と、前年同月を比較 +
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較

【公庫(特枠)】	【信用保証協会(特枠)】
(1) 最近1か月の売上高と過去3ヵ月 (最近1ヵ月を含む) の平均売上高の比較	(1) 左記に同じ。
(2) 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	(2) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10～12月の3ヶ月を比較
(3) 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	(3) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10～12月の3ヶ月を比較

この資料は、プロスター株式会社運営するStartupListに株式会社INQが寄稿した記事を参考にして作成しました。



第44回(令和2年度)近代化基金融資推薦申込み公募案内について

今年度の近代化基金融資推薦を下記の通りご案内致します。早目にお申し込み頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1. 奈良県近代化基金融資推薦(奈ト協)「設備資金」

融 資 限 度	1会員3千万円	
公 募 期 間	令和2年6月15日から令和2年9月30日まで	
融 資 利 率	融資日の長期プライムレート	
利子補給率	一般融資	0.3%
	低公害車・省エネ関連機器導入融資	0.3%
	ポスト新長期規制適合車導入融資	0.3%

2. 中央近代化基金「燃料費対策特別融資推薦」(全ト協)「設備資金」 (注)奈良県近代化基金融資推薦の限度額とは別枠です。

融 資 限 度	1会員2千万円
公 募 期 間	令和2年7月1日から令和2年9月30日
融 資 利 率	融資日の長期プライムレート
利子補給率	ポスト新長期規制適合車で且つ平成27年度燃費基準を達成した車両導入融資 0.3%

3. 中央近代化基金「補完融資推薦」(全ト協)「設備資金」

融資限度	事業規模が1億円以上の大規模プロジェクトで、令和2年度以降の投資額の30%以内で未払金額の範囲内とする。 ただし、上限金額は5億円とし、投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円とする。
公 募 期 間	令和2年6月15日から令和2年11月30日まで
融 資 利 率	融資日の長期プライムレート
利子補給率	0.3%

4. 中央近代化基金「激甚災害融資推薦」(全ト協)「運転資金」

融資限度	新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受け、運送収入又は輸送トン数について「直近2ヶ月の実績又は今後2ヶ月の見込み」が前年同期と比べ10%以上の減少が見込まれる場合は5千万円とする。
公 募 期 間	令和2年3月19日から令和2年7月31日まで
融 資 利 率	融資日の長期プライムレート
利子補給率	0.3%

優秀運転者顕章候補者のご推薦について

優秀運転者顕章（金・銀十字章）に該当する表彰候補者のご推薦をお願い致します。顕章は（公社）全日本トラック協会長名で贈呈するもので下記の贈呈基準等で行います。

推薦書は「無事故・無違反証明書」の写しと共にFAXで令和2年7月20日（月）までに奈ト協事務局宛（FAX番号 0743-23-1212）に送付して下さい。

記

1 顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者。

（1）金十字章 満20年以上

（ただし、そのうちトラック運送事業者の運転者として15年以上とする）

（2）銀十字章 満10年以上

（ただし、そのうちトラック運送事業者の運転者として7年以上とする）

推薦書は別添様式を必ずご使用下さい。（不足の場合はコピーして下さい。）

*無事故・無違反期間については開始年月日から令和2年5月末日まで、何年とご記入下さい。

*無事故・無違反期間については、別添「早見表」（参考）をご覧下さい。

2 自動車安全運転センターが、令和2年5月末日以降に発行した「無事故無違反証明書」（写し）の添付をお願いします。

以上

令和 年 月 日

(公社) 奈良県トラック協会
会 長 殿

住 所
事 業 所 名 印

優 秀 運 転 者 顕 章 候 補 者 推 薦 書

標記について下記の通り推薦いたします。

記

章 の 種 類	金・銀 十字章（いずれかに○）
候 補 者 の 氏 名 生 年 月 日	ふりがな 昭和・平成 年 月 日生
無 事 故 無 違 反 期 間	自 年 月 日 至 令和 2年 5月 末日 年
過去の受章歴	有 無（いずれかに○） 有の場合…平成 年 （ ）十字章

優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表（令和２年度）

無事故・無違反開始年月日					基準年月日	無事故・無違反期間(満)	受章可能な章	
平成	元年	6月2日	～	平成 2年	6月1日	令和2年5月末	30年	金十字章
	2年	6月2日	～	3年	6月1日		29年	
	3年	6月2日	～	4年	6月1日		28年	
	4年	6月2日	～	5年	6月1日		27年	
	5年	6月2日	～	6年	6月1日		26年	
	6年	6月2日	～	7年	6月1日		25年	
	7年	6月2日	～	8年	6月1日		24年	
	8年	6月2日	～	9年	6月1日		23年	
	9年	6月2日	～	10年	6月1日		22年	
	10年	6月2日	～	11年	6月1日		21年	
	11年	6月2日	～	12年	6月1日		20年	
	12年	6月2日	～	13年	6月1日	令和2年5月末	19年	銀十字章
	13年	6月2日	～	14年	6月1日		18年	
	14年	6月2日	～	15年	6月1日		17年	
	15年	6月2日	～	16年	6月1日		16年	
	16年	6月2日	～	17年	6月1日		15年	
	17年	6月2日	～	18年	6月1日		14年	
	18年	6月2日	～	19年	6月1日		13年	
	19年	6月2日	～	20年	6月1日		12年	
	20年	6月2日	～	21年	6月1日		11年	
	21年	6月2日	～	22年	6月1日		10年	

第109回 トラック運送業界の景況感（速報）

第109回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和2年1月～3月期

今期の業況判断指数（日銀短観3月調査）は新型コロナウイルス感染拡大を受け、世界的に経済活動が停滞したことから、大企業・製造業で▲8と悪化し、マイナス圏に入るのは2013年3月調査（▲8）以来7年ぶりとなった。

こうしたなか、令和2年1月～3月期のトラック運送業においても、新型コロナウイルス渦のなか、経済活動停滞の影響は大きく、輸送量、営業収入、営業利益、経常損益は大幅に悪化したため、業界の景況感は▲81.7となり、前回（▲52.3）から29.4ポイント悪化した。

なお、今後の見通しは、燃料コスト負担は軽減されるものの、新型コロナウイルス感染拡大による物流への影響は甚大であり、極めて厳しい事業環境となることが見込まれることから、▲125.2（今回▲81.7）と43.5ポイントと大幅に悪化する見込みである。

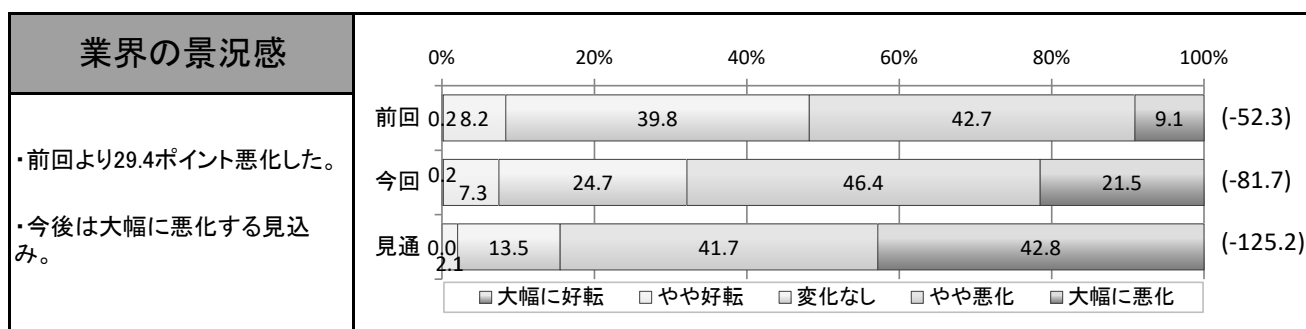
詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

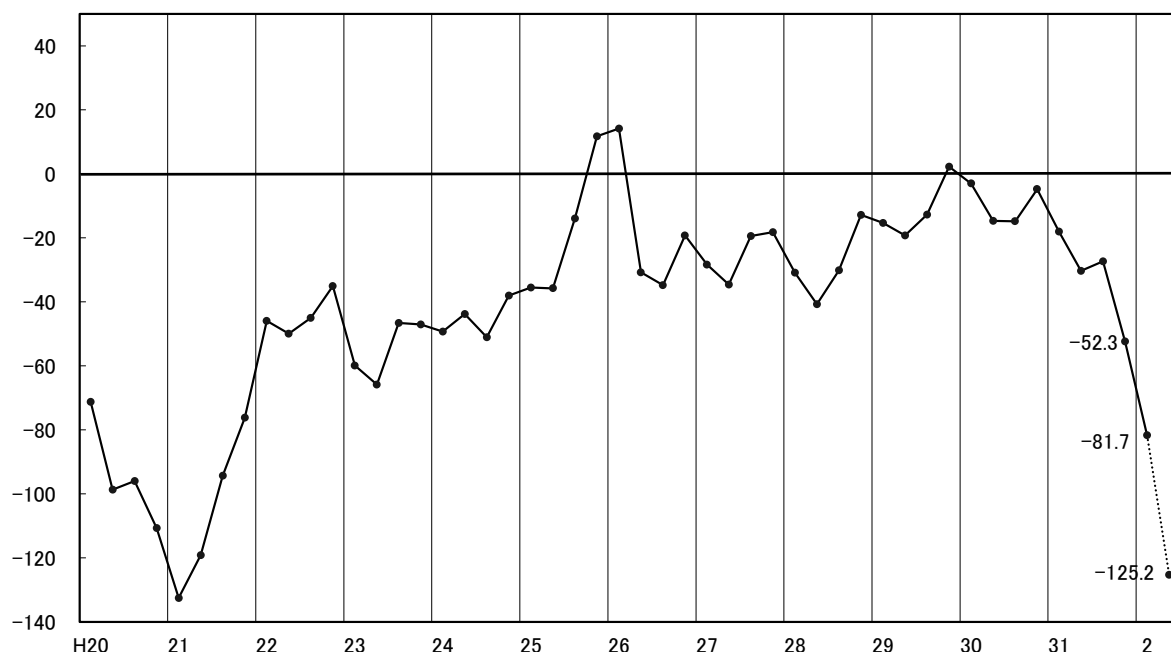
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

1 業界の景況感:今回(令和2年1月～3月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	業界の景況感は、「好転」とした事業者は7.5%(前回8.4%)、「悪化」とした事業者は67.9%(前回51.8%)で、判断指標は▲81.7となり、前回(▲52.3)から29.4ポイント悪化した。
今後の見通し	業界の景況感の今後の見通しは、▲125.2(今回▲81.7)と43.5ポイントと大幅に悪化する見込みである。



トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R1.10月～12月期)の状況、中段は今回(R2.1月～3月期)の状況、下段は今後(R2.4月～6月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3) 各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数)=a1+a2+a3+a4+a5(設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標={(+2×a1)+(1×a2)+(0×a3)+(-1×a4)+(-2×a5)}÷A×100

2 共通の概況①: 今回(令和 2 年 1 月～ 3 月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 実働率は▲55.5(前回▲28.7)と26.8ポイント悪化、実車率は▲51.4(前回▲28.4)と23.0ポイント悪化し、前回と比較して輸送効率は悪化した。 ・ 採用状況は▲4.7(前回▲7.5)と2.8ポイント上昇し、雇用状況(労働力の不足感)は50.7(前回81.8)と31.1ポイント低下し、労働力の不足感は弱くなった。
今後の見通し	・ 実働率は▲95.7(今回▲55.5)と40.2ポイント悪化、実車率は▲84.7(今回▲51.4)と33.3ポイント悪化し、輸送効率は一段と悪化する見込みである。 ・ 採用状況は▲19.1(今回▲4.7)と14.4ポイント悪化するが、輸送量減少の見込みから、雇用状況(労働力の不足感)は36.8(今回50.7)と13.9ポイント低下し、労働力の不足感は弱まる見込みである。



(注4)雇用状況については、上段は前回(R1.10月～12月期)の状況、中段は今回(R2.1月～3月期)の状況、下段は今後(R2.4月～6月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②: 今回(令和2年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 所定外労働時間は▲47.7(前回▲30.6)と17.1ポイント減少し、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲28.2(前回▲14.1)と14.1ポイント減少した。 ・ 経常損益は▲58.1(前回▲36.2)と21.9ポイント悪化した。
今後の見通し	・ 所定外労働時間は▲75.3(今回▲47.7)と27.6ポイント減少、貨物の再委託は▲48.6(今回▲28.2)と20.4ポイント減少する見込みである。 ・ 経常損益は▲100.0(今回▲58.1)と41.9ポイント悪化し、経常損益の水準を下げる見込みである。

所定外労働時間	
・前回より17.1ポイント減少した。 ・今後は水準を下げる見込み。	0%20%40%60%80%100% 前回 0.77.655.732.43.6 (-30.6) 今回 0.65.047.140.76.5 (-47.7) 見通 0.63.233.146.716.4 (-75.3) ■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 ■ 大幅に減少
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	
・前回より14.1ポイント減少した。 ・今後は水準を下げる見込み。	0%20%40%60%80%100% 前回 1.712.061.120.74.5 (-14.1) 今回 1.38.459.322.88.2 (-28.2) 見通 0.47.351.026.015.3 (-48.6) ■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 変わらない □ やや減少 ■ 大幅に減少
経常損益	
・前回より21.9ポイント悪化した。 ・今後は水準を大幅に下げる見込み。	0%20%40%60%80%100% 前回 0.517.536.736.09.3 (-36.2) 今回 1.312.330.738.317.4 (-58.1) 見通 0.63.722.142.431.2 (-100.0) ■ 大幅に好転 □ やや好転 □ 変化なし □ やや悪化 ■ 大幅に悪化

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第108回調査は、令和2年4月1日に、モニターに対して調査開始、令和2年4月30日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
37	517	533

※一部回答事業者の重複あり

奈良労働局からのお知らせ

事業主の皆様へ

労働保険年度更新のご案内

令和2年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（月）から8月31日（月）です。

期間中の申告・納付をお願いします。

電子申請の利用又は郵送による提出が可能です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室

TEL 0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

厚生労働省からのお知らせ

令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が
令和2年8月31日まで延長されました

概 要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができますので、裏面もあわせてご参照ください。

《申告期限》

従来	延長後
令和2年6月1日 ～同年7月10日	令和2年6月1日 ～同年8月31日

《納期限》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年7月10日	令和2年8月31日

なお、延納（分割納付）をしている場合の第2期以降の納期限については従来どおりとなります。

	個別事業場	事務組合
第2期	令和2年11月2日	令和2年11月16日
第3期	令和3年2月1日	令和3年2月15日

労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することが可能です。また、労働保険料等の納付については口座振替や電子納付が便利です。

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① **新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20%以上減少していること**
 - ※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、**一時に納付を行うことが困難であること（※2）**
 - ※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- **納期限までに申請してください（※3）（※4）。**
 - ※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
 - ※4 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。
- **所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※5）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。（電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくことになります。））**
 - ※5・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いします。
 - ・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ ご不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

奈良運輸支局からのお知らせ



国土交通省

【問い合わせ先】

奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 松尾、渡邊

電話：0743-59-2151（8：30～17：15）

* 音声案内中、5番を押すと当部門につながります

令和2年5月18日

「近畿運輸局 奈良運輸支局」 Twitterを開設します

奈良運輸支局ではこのたび公式ツイッターアカウントを開設することと致しました。
先進技術を搭載したサポカーの普及、自動車の検査や登録、そして運輸事業関連の情報、奈良県の観光や公共交通の維持・発展に向けた情報など、奈良運輸支局から皆様に向けて幅広く発信してまいります。

●名 称 近畿運輸局 奈良運輸支局

●ユーザー名 @nara_shikyoku

(アットマーク ナラ アンダーバー シキョク)

※ユーザー名にお間違えのないように
お願いします。



←こちらからの接続も可能です



少しでも皆様のお役に立つ情報をお伝えしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

配布先

青灯クラブ

奈良県政・経済記者クラブ

近畿交通共済からのお知らせ

自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を 新規契約推進キャンペーン実施中

新規契約者のご紹介をお願いします。

4月1日～9月30日

新型コロナウイルス感染拡大による世界恐慌以来といわれる経済危機で貨物輸送量の減少が見込まれ経営の困難が増大しています。一方で、交通量が減ったことで交通事故が減少しているにもかかわらず、一部の都市部では、スピードの出しすぎによる死亡事故が増加していることから、警戒が呼びかけられています。

当組合では、貨物運送事業者の皆さまが直面する交通事故のリスクに備えて共済商品やサービスを提供し、協同組合のメリットを生かして経営の一助となるよう努力しております。現在、新規契約の獲得キャンペーンを実施し、積極的な新規契約勧誘活動をすすめておりますので、ぜひ当組合の自動車共済契約をご検討願います。

新規契約推進キャンペーンの内容

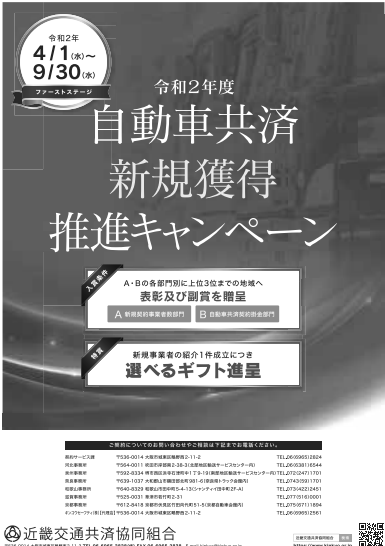
期間中の新規契約について、事業者数(2件以上)部門、自動車共済掛金(20万円以上)部門のそれぞれ上位3地域に対し副賞を添えて表彰します。

また、特賞として、新規事業者紹介1件成立につき、選べるギフト(6,000円相当)を贈呈します。

自賠責共済契約獲得キャンペーンも実施中

期間中に、新規自賠責共済契約獲得件数の上位10代理店に対して景品を進呈します。

また、特賞として、新規自賠責共済代理店の紹介1件成立につき粗品を進呈します。



奈良地域 令和2年度の契約推進目標

——— 新規契約推進にご協力よろしくお願いいたします。 ———

今年度の当組合の契約目標台数は、対人 53,100 台、搭乗者 30,300 台、対物 51,700 台、車両 22,000 台、自賠責 6,500 台と設定いたしました。奈良地域の目標台数は下表のとおりです。目標達成に向け、一層のご協力をよろしくお願いいたします。

《奈良地域の契約推進目標（台数）》

	対 人	搭乗者	対 物	車 両
元年度末台数	3,944	2,700	3,904	1,628
2年度目標台数	3,960	2,720	3,930	1,640
増加台数	16	20	26	12

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

近 畿 共 済 の 自 動 車 共 済 ・ 自 賠 責 共 済 を ご 利 用 く だ さ い

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

軽油価格調査集計表(2020年3月)

令和2年4月27日現在
(公社)全日本トラック協会

2020年3月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	94.64	83.30	91.03

2020年3月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X T G エネルギー	87.07	86.09	91.18
出光	97.00	84.32	90.98
昭和シェル	118.50	81.05	88.50
エクソンモービル			
キグナス		85.50	
コスモ	91.60	83.35	93.45
その他	94.68	82.65	90.21

2020年3月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	95.13	83.58	91.99
30～50キロリットル未満	87.40	83.00	84.39
50～100キロリットル未満		82.20	87.35
100キロリットル以上		81.88	88.80

2020年3月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	100.25	80.92	91.64
30～60日未満	91.86	84.24	91.08
60日以上	97.35	85.38	84.70

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2019年11月	103.54	94.79	101.10
2019年12月	105.12	96.94	103.63
2020年1月	104.03	98.64	105.01
2020年2月	106.05	93.09	100.35
2020年3月	94.64	83.30	91.03

※消費税抜きの価格となります。

トラック協会・陸災防奈良県支部

7月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	水		2020年度Gマーク申請受付期間（～14日）	奈良県トラック会館



大和郡山市商工会より優良従業員表彰(知事賞)受賞

受賞者

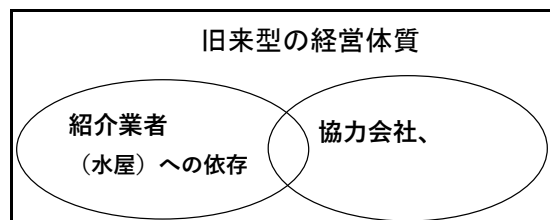
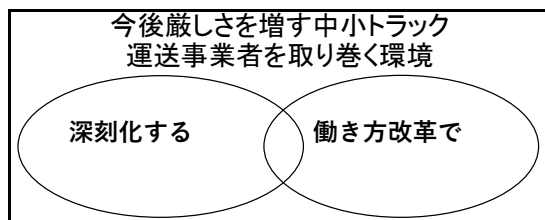
公益社団法人奈良県トラック協会 職員 岸本 恵喜
 多年にわたりトラック運送事業の業務に精励したことによる



K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T (協同・情報・輸送) 事業のご案内
 キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ
求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



WebKIT2
 がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・ 大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・ 明確な運賃
- ・ 回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 配車業務のシステム化
- ・ 配車担当者のスキル向上
- ・ 書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・ 帰り荷確保(実車率アップ)
- ・ 余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

*** 運賃の集金は組合精算ですので安心です。**

*** 運賃の支払いは45日サイトです。**

*** 軽油・尿素の支払いは50日サイトです。**

☆輸送

運賃＜事例＞

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市)

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市)

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和2年	3月	4月
軽油	89円	81円

4トン車

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー 1L=52円(2020年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

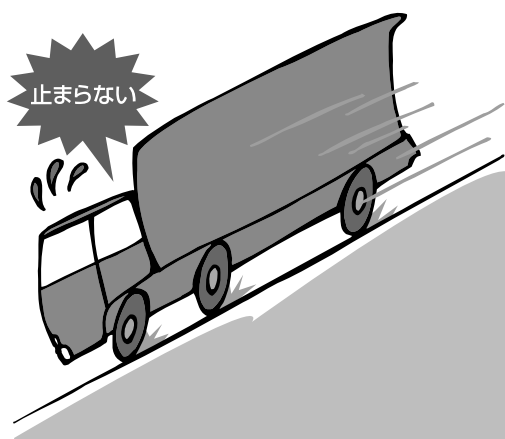
トラックの構造上の特性

1 過積載の危険性



■下り坂はスピードがでやすい

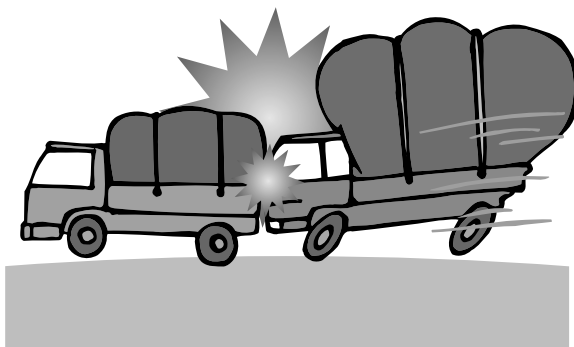
重量に比例して慣性力が増加しますので、過積載で走行すると通常よりもスピードが増します。そのため、スピードを制止しようとする力も大きくなりますから、通常通りにブレーキを使用していても、下り坂での過積載車両のブレーキ負担は大きくなり、フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキライニングが過熱しブレーキが効かなくなるフェード現象が起こる危険性があります。



■衝撃力が増大する

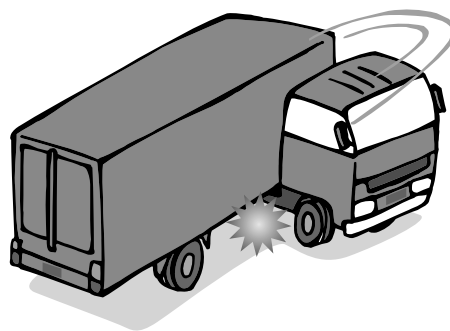
衝突時の衝撃力は、重量とスピードに比例して大きくなります。過積載運転は定量積載運転時よりも重量が増していますので、衝突すると強い衝撃を受けます。

そのため、死亡事故や重大事故につながる可能性を秘めています。



■トレーラ車ではジャックナイフ現象が起こりやすい

過積載時は定量積載時よりも、トレーラ部分がトラクタ部分を押す力が大きくなるため、ハンドルを切ったりブレーキを踏んだときにトレーラ部分とトラクタ部分が「く」の字に曲がるジャックナイフ現象が起こりやすくなります。



事業用自動車事故事例 No.58

カーブミラーを見たが気がつかなかった例

(現場の状況)

- 住宅地内の小×小交差点でどちらも道路幅員は狭い。
- 道路標識、路面標示、カーブミラー設置。
- A車の右側は、ブロック塀のため目視による確認は困難。
- 反対側には水路あり。

図13 事故発生状況図

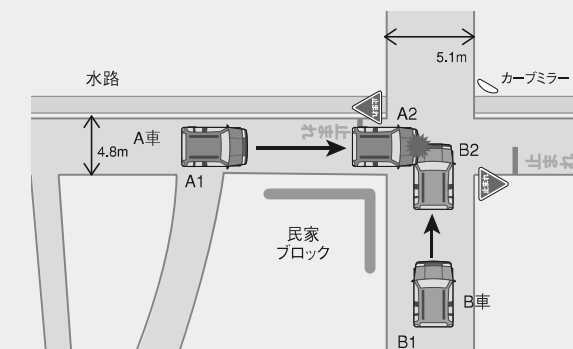


写真3：A車から見た事故発生箇所

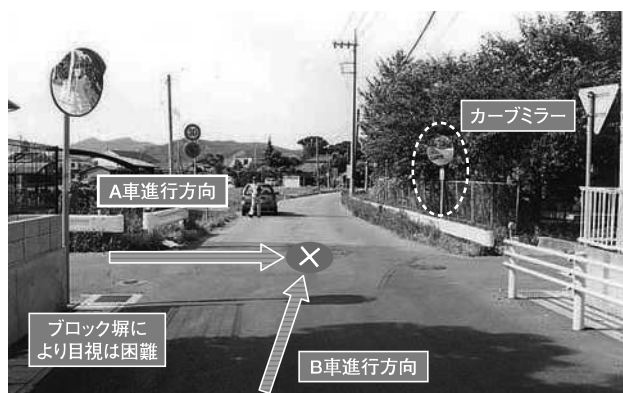


写真4：B車から見た事故発生箇所

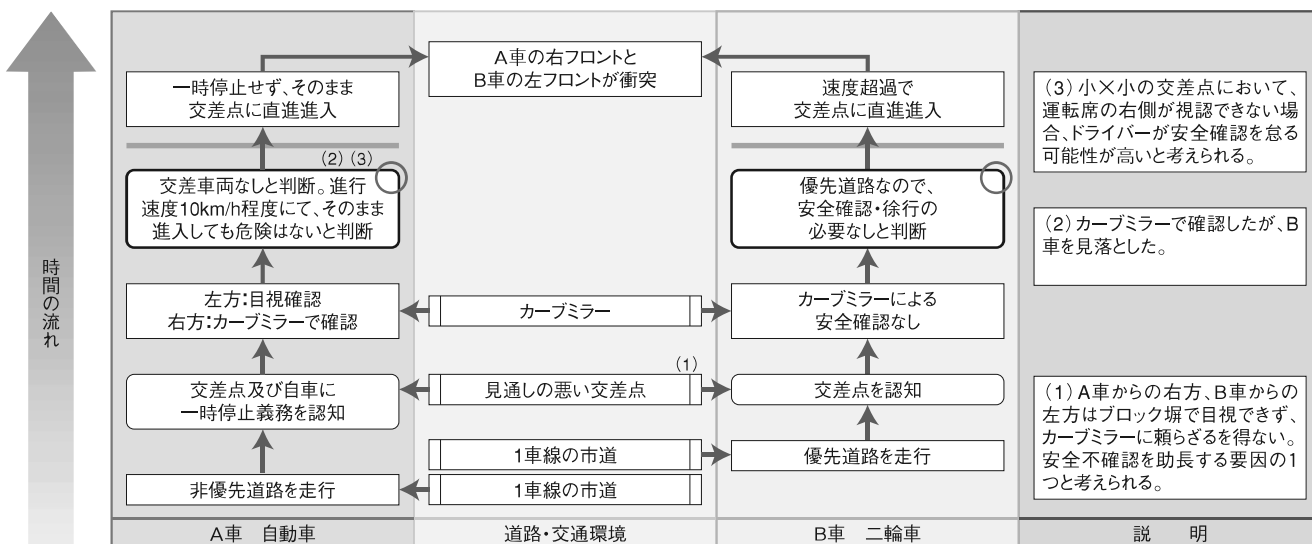


図14 事故発生経過の整理

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

5月15日現在

区 分	令和2年	令和元年	増減数	備 考
総件数	12,526 件	14,828 件	-2,302 件	1日に約 92 件
人身事故件数	1,030 件	1,276 件	-246 件	1日に 8 件
死者数	11 人	15 人	-4 人	約12日に 1 人
負傷者数	1,256 人	1,578 人	-322 人	1日に約 9 人
物損事故件数	11,496 件	13,552 件	-2,056 件	1日に約 85 件

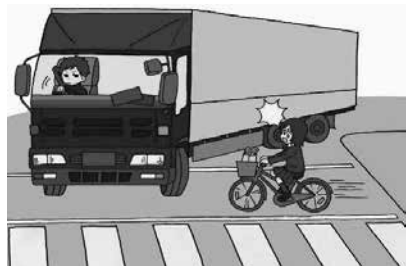
(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

5月15日現在

区 分	令和2年	令和元年	増減数
総件数	536 件	564 件	-28 件
人身事故件数	37 件	62 件	-25 件
死者数	2 人	2 人	0 人
負傷者数	46 人	77 人	-31 人
物損事故件数	499 件	502 件	-3 件

(データは概数)



県内の事業用貨物自動車に関する交通事故死者数は、**2人(前年比±0人)**です。
いずれも、**大型トラックとバイク**が衝突した交通事故です。

バイクが関係する交通死亡事故が多発しています!!

県内では
**バイクが関係する交通死亡事故が
7件(11件中)発生しています!!**



バイクの特性

- ・トラックの死角に入りやすい(～近くにはいないだろう～)
- ・実際の速度よりも遅く感じる(～先に曲がれるだろう～)
- ・実際の距離よりも遠くに感じる(～まだ距離があるだろう～)

だろう運転をしていると……**危険**です!!
バイクの特性を理解した運転を心がけて交通事故を防ぎましょう!!

奈良県警察

第 1 回 総 務 委 員 会

日時：令和2年4月23日(木) 午後零時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：中担当副会長、委員6名、役員2名、事務局2名 以上11名

議 事

(1) 2019年度/令和元年度事業報告（案）及び 決算（案）について

- ・2019年度/令和元年度事業について、協会の柱である事故防止・交通安全対策、環境対策、災害時緊急輸送対策事業について報告した。
- ・2019年度/令和元年度協会一般会計、奈良県トラック会館会計、運輸事業振興助成交付金会計、奈良・針トラックステーション会計に係る決算（案）について報告し、繰越金が確定したことにより、令和2年度収支予算書の前期繰越収支差額の変更について説明した。

(2) その他

西川委員長より、国土交通省ホームページに4月14日付けで、「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示事案」に関する答申について掲載されている旨の情報提供があった。



トラック奈良 2020 年 6 月 第 314 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

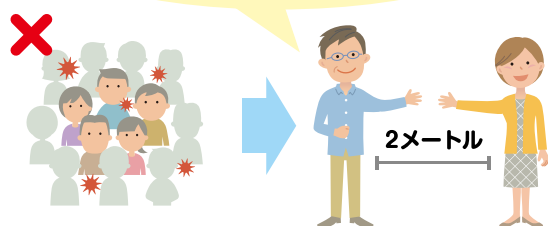
奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

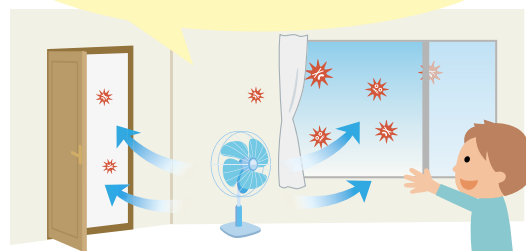
「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!



窓やドアを開け
こまめに換気を!



屋外でも密集するような
運動は避けましょう!

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫

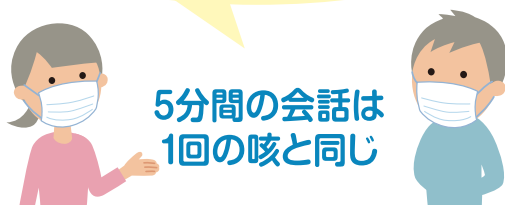


飲食店でも距離を取りましょう!

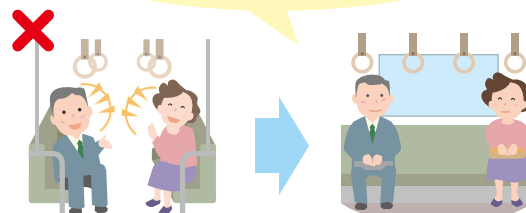
- ・ 多人数での会食は避ける
- ・ 隣と一つ飛ばしに座る
- ・ 互い違いに座る



会話をするときは
マスクをつけましょう!



電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653

